ユネスコ記憶遺産（国際登録）国内公募申請書

（様式１）

平成27年　月　日

日本ユネスコ国内委員会文化活動小委員会

ユネスコ記憶遺産選考委員会委員長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

住　所

機関名・職名（団体の場合のみ）

氏　名　　　　　　　　（記名押印又は署名）

**ユネスコ記憶遺産（国際登録）国内公募申請書の提出について**

下記申請案件に係るユネスコ記憶遺産（国際登録）国内公募申請書を別添のとおり提出します。

記

申請案件名：

*※本様式は、ユネスコ作成の申請書様式（原文英語）を一部修正の上和訳したもの。*

*※斜体で書かれた部分は記入ガイドである。提出時には削除すること。*

別添

*※日本語で作成すること（ただし「１．要約」を除く。）*

**ユネスコ記憶遺産（国際登録）国内公募申請書**

申請案件名：

１．０要約（この項目のみ日本語及び英語で作成）

日本語

*申請する記録物の簡単な説明とこれを提案する理由を述べること。これは申請書の「ショーウィンドウ」であり、読み手が申請書の残りの部分を読まなくても理解できるように、主張したい重要な点を全て含めること。*

英語（200ワード以内）

*上記要約（日本語）の英訳を200ワード以内で記入すること。*

２．０申請者の詳細

２．１　申請者（人又は団体）の名称

２．２　申請する記録物との関係

２．３　連絡担当者

２．４　連絡先の詳細

氏名：

住所：

電話：

ＦＡＸ：

メール：

２．５　権限に関する宣言

**私は、自分が本書に記載する記録物のユネスコ記憶遺産（国際登録）への登録を申請する権限を有することを保証します。**

氏名：

所属：

日付：

３．０　記録物の識別情報及び内容説明

３．１　申請されている物件の名称及び詳細識別情報

物件名称：

人又は団体名：

*登録された場合に認定書に記載されるべき正確な物件名称及び人又は団体名を記載すること。*

詳細識別情報

*この欄には、何を申請しようとしているか正確にわかるように、申請物件について十分に詳しく説明しなければならない。物件は、限定的（開始日と終了日がある）かつ閉じたものでなければならない。*

３．２　目録又は登録詳細

*申請物件によっては、目録の添付が物件を定義する有効な方法となり得る。これではかさばり過ぎるか実際的ではない場合は、全体的な説明に目録記載品目のサンプルや受託又は登録番号を添えたり、又はその他の方法で物件の規模や特徴を定義することができる。*

３．３　視覚的資料（例えば当該記録物の写真やDVDなど）

*評価者が申請物件を視覚化したり聴いたりできるための追加情報となるのであれば、写真（又は視聴覚資料の場合は資料の全部もしくは一部のCD、DVD、USBメモリ）を添付すること。*

３．４　来歴／出所

*申請物件の来歴又は出所について、できる限りの説明をすること。*

３．５　参考文献一覧

*参考文献一覧は、申請物件について他人が独自に述べたり書いたりしたことを示す。自国だけでなく複数の国の学者の言葉を引用でき、またこれらが自機関やユネスコのいずれからも明らかに独立した権威ある意見であれば最良である。*

３．６　申請物件の価値及び出所について専門知識を持つ最大3名／か所の人又は団体の名称、資格及び連絡先の詳細

　 名前 　　役職 　　連絡先

１

２

３

*記載した照会先にはその意見が求められる。ユネスコは、評価のために様々な意見が得られるよう他の信頼すべき照会先にも連絡を取ることがある。*

４．０法的情報

４．１　記録物の所有者（名前及び連絡先詳細）

名前：

住所：

電話：

FAX：

メール：

４．２　記録物の管理者（所有者と異なる場合は名前及び連絡先詳細）

名前：

住所：

電話：

FAX：

メール：

４．３　法的状況

*記録物の保全に関する法律上及び管理上の責任について詳細を記載すること。*

４．４　アクセス可能性

*申請物件へのアクセス方法について説明するとともに、全てのアクセス制限を明確に示すこと。アクセス可能性の向上はユネスコ記憶遺産の基本目標である。したがって、アクセス目的のためのデジタル化が奨励されているので、これが既に行われているか、あるいは計画されているかについてコメントすべきである。また、アクセスを制限する法的又は文化的要因があるかどうかにも言及すべきである。*

４．５　著作権の状況

*申請物件の著作権の状況が分かっている場合は述べること。但し、著作権の状況は、当該物件の重要性には関係せず、登録基準を満たすかどうかの判断においては考慮されない。*

５．０選定基準に照らした評価

５．１　真正性

*記録物は見かけどおりのものであるか？ 身元や出所は確実にわかっているか？*

５．２　世界的な重要性

*当該記録は唯一かつ代替不可能か？ それが失われることは、人類遺産を貧弱化させ有害であるか？それは長期的、及び／又は世界の特定文化圏内に多大な影響を及ぼしたか？ 歴史の流れに多大な（プラス又はマイナスの）影響があったか？*

５．３　比較的基準

**当該記録は以下の審査項目のいずれかについて、世界的重要性を有するか？（少なくとも一つを満たさなければならない。）**

**①時代**

*当該記録はその時代（危機の時代、重大な社会的・文化的変化の時代など）を代表するものであるか？ 新たな発明を象徴するか？あるいは「世界初」のものか？*

**②場所**

*当該記録は世界の歴史や文化において重要な場所に関する決定的情報を含むか？例えば、その場所自体が当該記録によって代表される出来事や現象に重要な影響を及ぼしたか？ 消滅した物理的環境や都市又は施設を描写するものか？*

**③人々**

*当該記録が作成された文化的背景は、人間の営みや社会、産業、芸術又は政治の発展の重要な側面を反映しているか？ あるいは重大な動き、変遷、進歩又は逆行の本質を捉えているか？ それは上記分野における著名な個人の人生を描いているか？*

**④題材・テーマ**

*当該記録の題材は、自然、社会及び人文科学、あるいは政治学、イデオロギー、スポーツ又は芸術における特定の歴史的又は知的発展を象徴しているか？*

**⑤記録形態**

*当該記録には卓越した美的、様式的又は言語的価値があるか？ あるいは、ある種の体裁、慣習又は媒体の典型例であるか？ 消滅したか又は消滅しつつある単体又は形式の実例であるか？*

**⑥社会的／精神的／コミュニティー的な重要性**

*この基準の適用は、現存の重要性を反映するものでなければならない－ 記録物は現代を生きる人々に対し感情的な威力を持つか？ 聖なるものとして、又はその神秘的性質のために崇められ、あるいは重要な人物や出来事との関連のために崇拝されているか？*

*（当該記録物をその社会的・精神的・共同体的重要性ゆえに崇めてきた人々が崇めることをやめるか、又は死んでしまったら、当該遺産はその特有の重要性を失い、いずれは歴史的重要性を獲得する可能性がある。）*

６．０　関連情報

６．１　希少性

６．２　完全性

７．０　利害関係者との相談

７．１　この申請の重要性及び保全に関して利害関係者と行った調整の詳細

*申請を行っている人又は団体以外に、申請書の準備プロセスにおいて相談したその他の団体やグループはあるか？ある場合、そうした団体は申請に賛成したか反対したか、又は有用なコメントがあったか？*

*申請者が物件の所有者でない場合、所有者との調整状況を必ず記載すること。また、所有者と別に管理者がある場合は、管理者との調整状況も記載すること。*

８．０　リスクの評価

この記録物に対する脅威の性質及び範囲を詳述すること。

*スペースが足りない場合は別個の陳述書を添付すること。正確かつ正直に書くこと。理由に関わらず当該記録が危険にさらされている場合はそう述べるように。ユネスコは実情を知る必要がある。*

９　保全及びアクセス管理計画

９．１　この記録物のための管理計画は存在するか？

　　　　あり　・　なし

*ある場合は計画の概要を添付する。ない場合は当該資料の現在の保管管理状況の詳細を添付する。*

１０．０　その他の情報

*この記録物のユネスコ記憶遺産国際登録簿への記載を後押しするその他の情報があれば詳述すること。申請が認定された場合、あなたはユネスコ記憶遺産事業促進のためにこれをどのように利用するか？スペースが足りない場合は別個の陳述書を添付すること。*